

平成30年度第1回^{もり}森林の未来を考える懇談会資料

森林経営管理法について

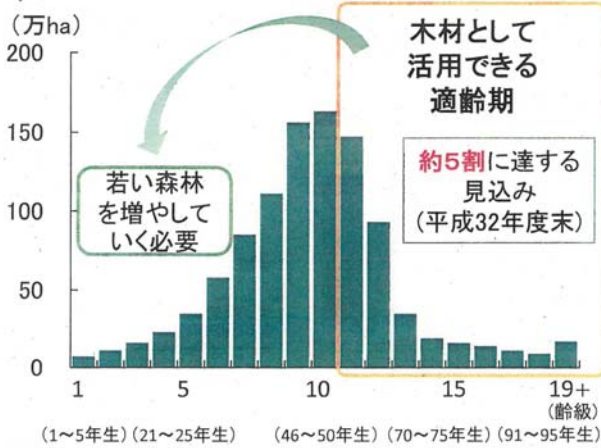
平成30年7月30日

福島県農林水産部森林計画課

森林・林業の現状① 人工林資源が活用できる時代に

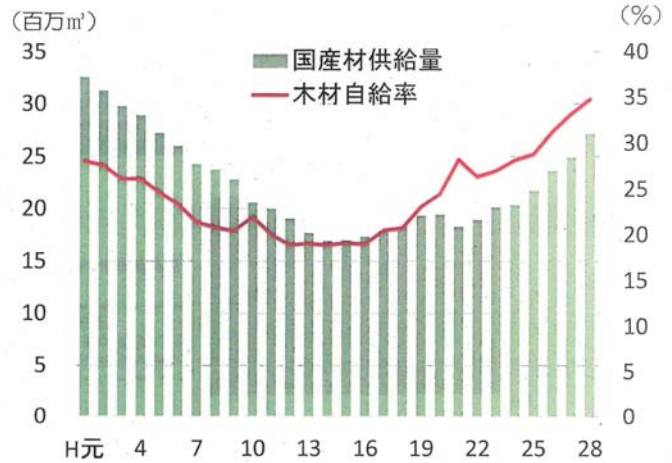
○ 人工林の齢級別面積

活用できる資源が充実！
人工林資源は毎年7800万m³増加



○ 国産材供給量と木材自給率の推移

国産材の供給量は増加しており、
平成28年は、2,714万m³
木材自給率は35%に



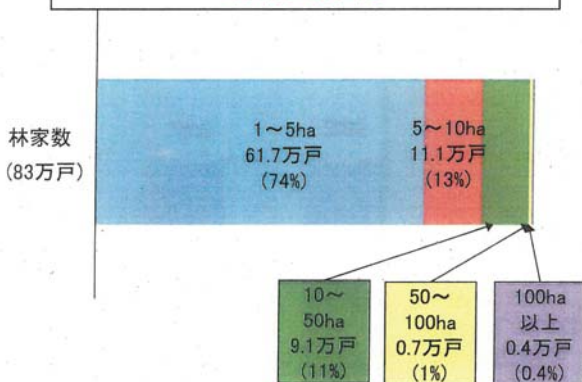
「伐って、使って、植える」、森林資源を循環利用していく新たな時代に突入

5

森林・林業の現状② 森林の所有形態と森林の手入れ不足

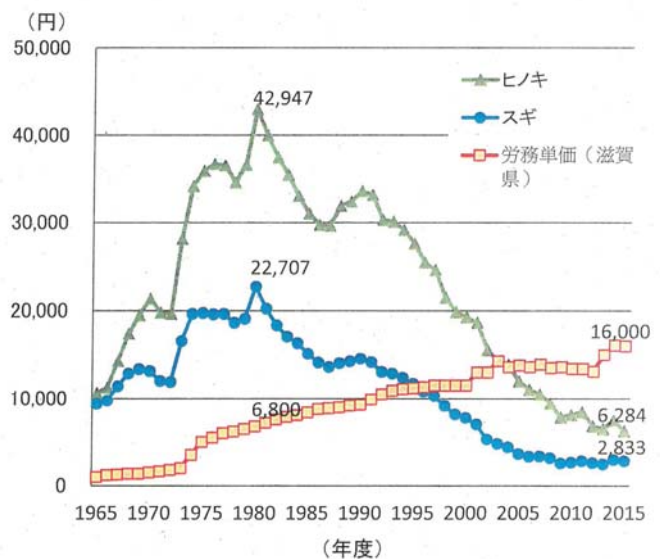
○ 林家の保有山林面積

我が国の森林の所有形態は
零細で分散



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」
注：林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

○ 山元立木価格(円/m³)と林業関係労務単価(円/人・日)の推移



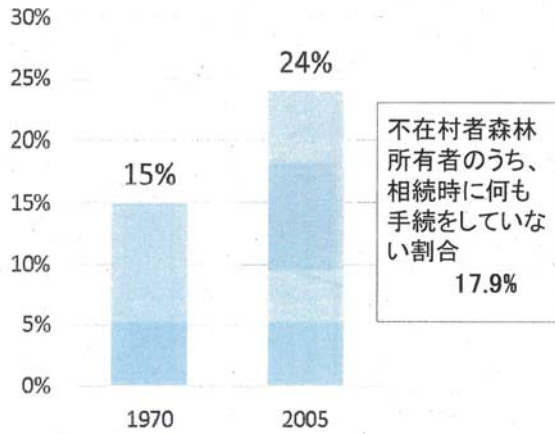
資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」
滋賀県業務資料

森林所有者の森林経営意欲の低下

6

森林・林業の現状③ 所有者不明森林の存在や境界未画定

○ 不在村者保有の森林面積の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

○ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合

宅地	農用地	林地	合計
17.4%	16.9%	25.6%	20.1%

資料：国土交通省（平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

○ 地籍調査の実施状況

平成28年度末時点	進捗率 (%)
宅地	54
農用地	73
林地	45
合計	52

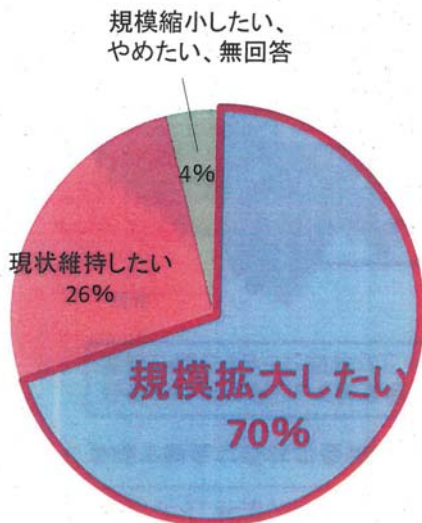
資料：国土交通省（H29年3月調べ）

**所有者不明森林の存在や境界が不明確な状態では、森林の経営管理や路網整備などに支障
不在村化、高齢化が進む中、早急な対応が必要**

森林・林業の現状④ 経営規模の拡大を目指す者の存在

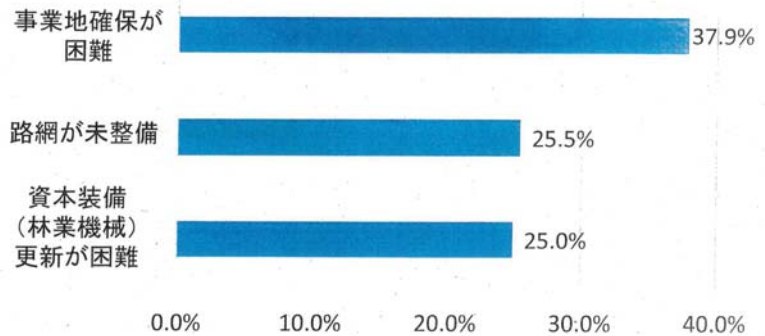
○ 林業経営者（素材生産業者等）の規模拡大の意向

・ 今後の経営規模に関する意向



・ 事業を行う上での課題

**担い手の問題とともに
事業地の確保、基盤整備の未整備が課題**



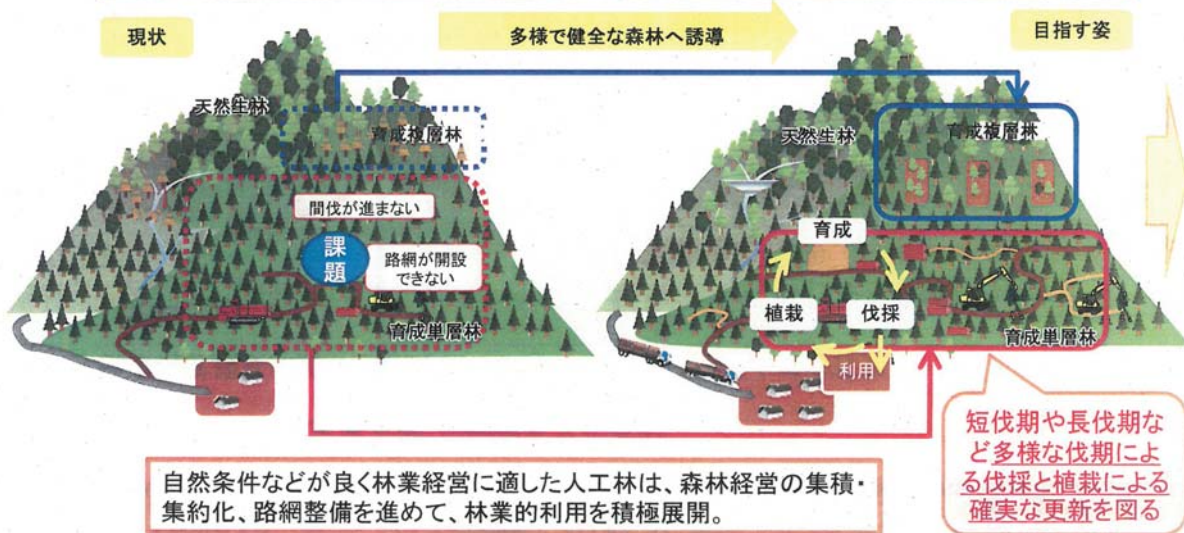
※複数回答可、雇用関係は除く

森林整備の方向性

- 先人が築いた約1000万haの人工林について、
 - ・条件が良く林業経営に適した森林(2/3)については、林業活動による循環利用により整備
 - ・自然的条件に照らして林業経営に適さない森林(1/3)については、公的主体等により間伐や針広混交林への誘導を推進
 することにより、林業の成長産業化の実現と森林の多面的機能の発揮を図る。

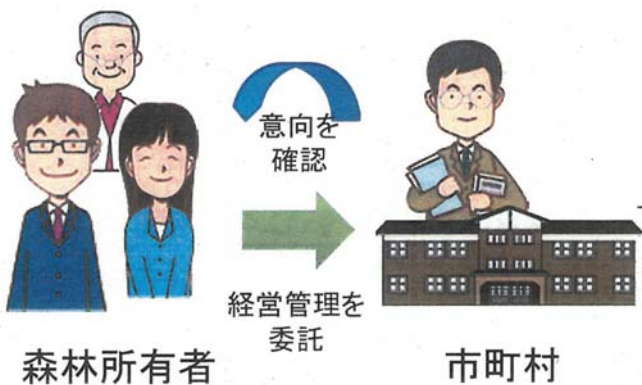
<多様で健全な森林の整備のイメージ>

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。



森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



林業経営に適した森林

経営管理を再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に適さない森林

市町村が自ら管理

併せて、所有者不明森林の問題
にも対応

まずは森林所有者の意向調査から

Step1

所有者への経営管理
意向調査の準備

● 地域の実情を踏まえた意向調査対象区域の設定

- ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業体、自治会関係者等と連携し、手入れが行き届いていない森林のうち、所有者情報等が一定程度整理された区域から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象区域を設定します。

Step2

意向調査の実施

● 地域の協力を得て意向調査を実施

- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。
- ・ 施業プランナー（森林組合）や林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。

Step3

意向調査結果を
踏まえた対応

● 所有者自らが経営管理を行う場合

- ・ これまで通り、所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援します。経営管理が行われているか、適宜状況を確認します。

● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。

● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合

- ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。
- ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。

● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりません。市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者を紹介するなどの対応が考えられます。

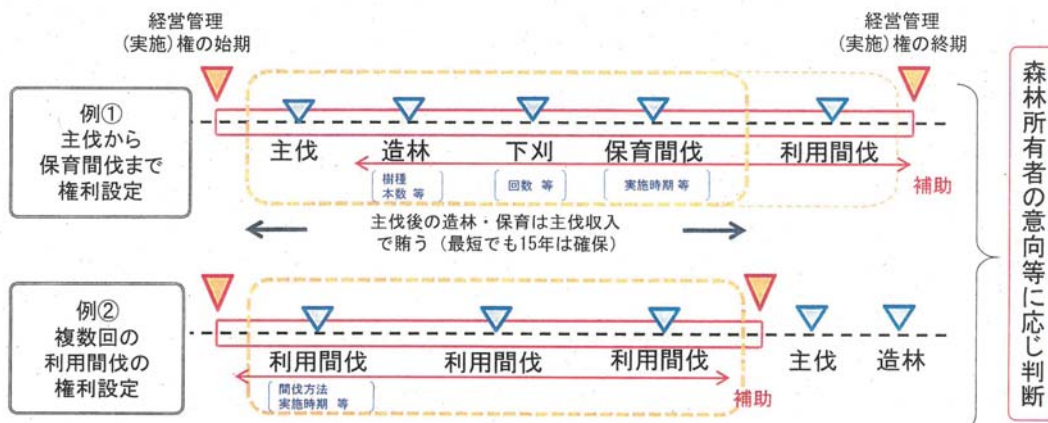
12

経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の作成

- 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）では、経営管理の内容（立木の伐採や造林、保育、木材の販売等の一連の行為や期間、金額の算定方法等）を記載。

経営管理権集積計画等の記載事項

- ・ 経営管理（実施）権の対象となる森林の所在
- ・ 森林所有者の氏名又は民間事業者の氏名若しくは名称
- ・ 設定する経営管理（実施）権の始期、存続期間
- ・ 経営管理の内容
- ・ 伐採後の造林及び保育の方法
- ・ 森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法 等



15

森林所有者に支払う金額の算定方法の例

- 林業経営者は、木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引いた額を森林所有者等に支払うこととする。
- また、主伐を行う場合、伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保しなければならない。

		算定例	配分先
① 木材販売による収益	伐採等に要する経費	林業経営者から提示される見積額 〔林業経営者の利益を含む〕	林業経営者へ
	② 立木の伐採及び木材販売に係る経費		
	③ 伐採後の造林及び保育に係る経費	都道府県が定める森林整備事業標準歩掛かりによる額	
	④ 市町村に支払われるべき金銭の額	実費(境界明確化等)	市町村へ
	⑤ 森林所有者に支払われるべき金銭の額	①から②③④の合計を差し引いた額	森林所有者へ

主伐を行う場合、伐採後の植栽等に要する額を留保し、再造林等を確実に実施

14

意欲と能力のある林業経営者の選定

経営管理実施権の設定手続き

都道府県

- ・ 都道府県知事は、一定の区域ごとに、経営管理実施権の設定を希望する林業経営者を募集
- ・ 効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有するものの情報を市町村からの推薦も含め整理・公表

市町村

- ・ 経営管理実施権を設定する者を選定し、林業経営者の同意を得て経営管理実施権を設定



支援措置

- ・ 国有林野事業における受託機会増大への配慮
- ・ 信用基金による経営の改善発達に係る助言等
- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長

考慮事項

- ① 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど **効率的かつ安定的な林業経営**の実現を目指す
- ② 主伐後の再造林を実施するなど **林業生産活動の継続性の確保**を目指す

林業経営を行う能力を有すると判断する事項 (地域の実情に応じて判断)

- ・ 経営改善の意欲の有無
- ・ 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保(関係事業者との連携も可)
- ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定(主伐後の再造林の確保など)等

森林組合、素材生産業者、自伐林家等が対象

15

所有者不明森林等への対応

経営管理が適切に行われていない森林を市町村が特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

(1) 原則

全部確知・全員同意
(単独所有／共有)

申出

計画作成
同意徴収

計画公告

権利設定

(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意
(共有)

一部不確知

探索

公告

同意みなし

(6月以内に異議)

(3) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)

全部不確知

探索

公告

裁定

同意みなし

6月以内に異議がなければ、その後4月以内に裁定申請

(4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)

不同意

勧告

意見書

裁定

同意みなし

2月以内に同意がなければ、勧告から6月以内に裁定申請

○ 存続期間の上限は50年

○ 以下の場合には取消の申出可

◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合

(2) 共有者不明森林

→ いつでも取消申出可

(3) 所有者不明森林

(4) 確知所有者不同意森林

(※意見書提出者に限る)

→ 計画公告から5年以降に取消申出可

◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合

→ ① 民間事業者の承諾を得た

② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可